平成２９年（フ）第１１３０号
埼玉県川口市八幡木２丁目15番地の１
破産者　株式会社益子製作所
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４２９号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地９棟106号
破産者　金山　昌男
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４６９号
千葉県柏市十余二249番地372　ルビーハイツ102号
破産者　張ケ谷洋二
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４７０号
千葉県柏市十余二249番地372　ルビーハイツ102号
破産者　張ケ谷眞弓
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５１０号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷７丁目11番10号
破産者　米倉　綾子
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７６０号
千葉県野田市山崎貝塚町33番地の20
破産者　秋山　京子
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７７４号
千葉県柏市柏989番地３　ガーデンハイツ桜台Ａ－105号、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区菅生１丁目16番63号
破産者　幕田　正一
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７７６号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番地２棟603号
破産者　髙橋　利弘
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７８０号
茨城県桜川市西小塙516番地、開始決定時の住所千葉県流山市西初石４丁目381番地の24
破産者　大貫　美和
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４１３０号
東京都港区芝浦４丁目16番36号
破産者　株式会社そらゆめ
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１３１号
東京都港区芝浦４丁目21－１－4311、開始決定時の住所東京都港区芝浦４丁目22－１－4311
破産者　室　　彰浩
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２７７号
東京都品川区平塚１丁目13番８号
破産者　有限会社ナカジ
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２７９号
千葉県館山市八幡109－３、開始決定時の住所東京都世田谷区下馬４丁目21－８－506
破産者　中路　正史
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５４４号
大阪府交野市星田北４丁目２番15号
破産者　有限会社臼杵研創サービス
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５２５号
大阪府茨木市平田２丁目12番９－304号
破産者　株式会社ビーム
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７５４号
大阪府八尾市長池町４丁目47番地の２
破産者　有限会社カープライズ神戸
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６０７号
大阪市都島区都島北通２丁目５番20－401
破産者　有限会社ヴァーチュ・リーフ
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６２２号
大阪府東大阪市宝町15番９号
破産者　株式会社岡村製作所
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９０６号
大阪市城東区鴫野西１丁目８番25号　ピュアライズ京橋902号
破産者　ユメイトグローバルサービス株式会社
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１５５号
大阪市淀川区西中島５丁目14番５号
破産者　株式会社アイサイト
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８００７号
東京都中野区江古田４丁目28－16－107
破産者　斉藤　　純
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部